

南海トラフ地震発生時の道路啓開に係る
保有建設機械の提供に関する協定書

高知県（以下「甲」という）及び●●●●（以下「乙」という）は、南海トラフ地震発生時の道路啓開に係る乙の保有する建設機械（以下、「保有建設機械」という）の提供について、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、南海トラフ地震発生時において甲又は甲が道路啓開を要請した建設業者等（以下、「要請業者」という）に対し、乙の保有建設機械を提供することにより、道路啓開を円滑に実施し、早期の完了に資することを目的とする。

第2条（協力の内容）

甲又は要請業者が道路啓開を進めるために建設機械を必要とする時は、乙に保有建設機械の提供を要請することができる。

- 2 前項の要請は、文書による要請を原則とするが、困難な場合は口頭によるものとし、後日すみやかに文書により要請する。

第3条（協力の実施）

乙は、前条の規定による要請があった場合は、営業に支障のない範囲で可能な限り協力するものとする。

第4条（保有建設機械の引渡し）

提供する保有建設機械の引渡し場所については原則事業所とする。ただし、事業所での引渡しが困難な場合は、甲又は要請業者と乙との協議の上で決定するものとする。

第5条（協力に関する費用）

甲又は要請業者は、第2条第一項に基づき乙が行った保有建設機械の提供等に要した費用を負担するものとする。

- 2 前項の費用は、南海トラフ地震発生直前における適正な価格を基準とし、甲又は要請業者と乙が協議して定めるものとする。

第6条（情報の提供）

甲は乙に、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、要請業者に関する情報を提供する。

- 2 甲は要請業者が道路啓開を進めるために提供を必要としている建設機械の台数を把握し、乙への情報提供に努める。

第7条（有効期間）

本協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

第8条（その他）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定める。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 2年 9月 18日

甲 高知県土木部長

村 田 重 雄

乙 建設機械レンタル企業14社（別記参照）